

強度行動障害の状態にある人々の現状

○ 山口県立大学 勝井陽子 (会員番号 7630)

キーワード：強度行動障害、知的障害、障害福祉政策

1. 研究目的

1980年代、強度行動障害は、それまでの家庭や障害のある人々の入所施設での生活において「直接的他害（噛みつき、頭つき、など）や、間接的 he害（睡眠の乱れ、同一性の保持例えば場所・プログラム・人へのこだわり、多動、うなり、飛び出し、器物損壊など）や自傷行為などが通常考えられない頻度と形式で出現し、その養育環境では著しく処遇困難なものをいい行動的に定義される群」とされた（行動障害児（者）研究会 1989）。その後、強度行動障害の概念は、日本における行政上の施策の必要性を示す概念として定立してきたが、その政策による問題解決は不十分なままとなっている。

「障害者の権利に関する条約の実施状況に係る障害者政策委員会の見解 2022年4月」では、障害者権利条約第14条 身体的自由及び安全において、「精神障害者、認知症患者、強度行動障害者などに対する緊急手段でも最終手段でもない場合の、非自発的入院及び精神医療や入所施設における隔離拘束（化学的拘束による身体拘束も含む。）をなくすための具体的なロードマップの立案と実行がされていない」とし、その政策的対応の不在を指摘する。強度行動障害の状態にある人々の社会的支援の供給にあたっては、需要となる強度行動障害の状態にある人々の実態について、十分に把握される必要があるといえる。

厚生労働省は、2013年療育手帳保持者の1%である推計8,000人等が強度行動障害の状態にあるとした。また、同省2019年においては、「障害支援区分3以上行動関連項目10点以上に該当する」強度行動障害の状態にある人は、推計2.5万人と変遷する。同省2022年においては、実態は注釈付き提示とし、68,906人のサービス利用者のべ数として重複数を提示し明確にしていない。また、各自治体においては、個別の指標に基づいて実態調査がいくつか実施されている。茨城県（2019）神奈川県（2018）大阪府（2015）山口県（2017）他があるが、これらの調査について、現行の障害福祉政策に対応する行動関連項目10点以上の該当者を把握するものは山口県調査のみであり、その比較は困難となっている。

2. 研究の視点および方法

本研究では、強度行動障害の状態にある人々の現状について、都道府県、指定都市に対し調査を実施し、その実態について明らかにする中で、今後の強度行動障害の状態にある人々に求められる障害福祉政策の課題について検討することを目的とした。調査は、2022年1月～2月、全国47都道府県、20指定都市を対象に記名式定量的調査を実施した。

3. 倫理的配慮

本研究は、山口県立大学生命倫理委員会人を対象とする研究審査非該当にて、日本社会福祉学会研究倫理規程にのっとり配慮した研究を実施した。質問調査紙には、調査結果は統計的に処理されるため個人が特定されるデータを扱わない事を明記した。本研究は、JSPS 科研費 21K01978 の助成を受けており、その他開示すべき利益相反関連事項(COI)はない。

4. 研究結果

(表1) 行動関連項目10点以上該当者人数 (勝井作成)

自治体	当該域内人口	行動関連項目10点以上	出現率(10万人対)	対象範囲
A	3,759,939	3,645	96.9	域内全域
B	2,300,949	2,333	101.4	域内全域
C	1,961,575	2,817	143.6	域内全域
D	1,070,017	462	43.2	概数
E	1,065,932	513	48.1	域内全域
F	799,966	666	83.3	域内全域
G	732,702	769	105.0	域内全域
H	723,333	347	48.0	域内一部抽出
I	718,601	780	108.5	域内全域
J	712,771	500	70.1	域内一部抽出
K	672,979	83	12.3	域内全域
L	639,805	523	81.7	域内一部抽出
M	613,057	546	89.1	域内一部抽出
計	15,771,626	13,984	88.7	-

調査対象 67 自治体のうち、回答 41 団体 (回収率 61%) であった。そのうち、行動関連項目 10 点以上人数について回答のあった自治体は、13 自治体となる。調査回答より、13,984 名が行動関連項目 10 点以上該当者となり、回答自治体総人口 15,771,626 名から試算すると 0.0886% を占めた。また、そのうち都道府県外施設利用者が 38 名となる。重度障害者等包括支援を除く全ての障害福祉サービスで行動関連項目 10 点以上の該当者が利用していた。

5. 考察

行動関連項目 10 点以上となる出現割合から、人口 10 万人当たり 88.7 名を示した。その差異により、一部の自治体での行動関連項目認定調査の運用が異なる可能性もあり、自治体間の差異も見られ本調査の限界が存在する。多様な支援を必要とする人々の実数は、これまでの推計値より大幅に上回るものであった。生活困難の実態を見ない事による十分でない社会的支援の供給は、社会問題を温存させる効果を持つ。人々の多様性に応じた、普遍的に利用できる社会資源が居住地域に供給される必要があるといえる。また、地域により極めて大きな差異がある場合、それらは生活困難な状態を生起させる誘因または解決の要因である可能性も考えられることから、今後は全国的な実態調査が求められる。